



災害時における非常用水等の確保に関する協定

山形県（以下「甲」という。）と山形県さく井技術協会（以下「乙」という。）は、災害時における非常用水等の確保（以下「水支援」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模災害時（震度5弱以上の地震、風水害、雪害、渇水等による緊急事態）における「水支援」に関して、乙の甲に対する協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（応援協力の要請）

第2条 甲は、所管する公共施設その他緊急避難場所施設等への「水支援」が必要と判断した時は、乙に対し、応援協力を要請することができるものとする。

2 甲の要請の方法は、乙に対し、施設の場所、規模、期間、その他必要と認める事項を文書（別記様式1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭または電話により要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（応援協力の実施）

第3条 乙は、甲からの要請を受けたときは、出来る限り速やかに現地調査を行い、次に掲げる「水支援」の具体的な方法を記載した文書（別記様式2）を甲に報告するものとする。

- (1) 用水確保の手段（新規井戸掘削、既設井戸の利用、用水の運搬等）
- (2) 用水施設の規模、内容
- (3) その他の必要な事項

（経費の負担）

第4条 甲は、乙が前条の「水支援」に要した経費を負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙はこの協定に基づく応援協力が社会貢献活動であることを理解し、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（応援協力の実施体制）

第5条 乙は、あらかじめ応援協力実施体制編成表（別記様式3）を作成し、甲に報告するものとする。なお、それらに変更が生じた場合、乙は速やかに甲に報告するものとする。

（連絡窓口）

第6条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては山形県生活環境部危機管理・くらし安心局危機管理課、乙においては山形県さく井技術協会事務局とする。

(その他)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定の定める事項に関し疑義や変更が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

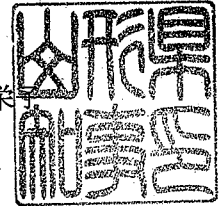
(適用)

第8条 この協定は、平成24年3月30日から適用する。

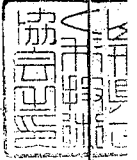
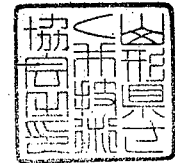
この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年 3月30日

甲 山形市松波二丁目8番1号
山形県知事 吉村 美栄



乙 山形県さく井技術協会
会長 高田 信



別記様式1 (第2条関係)

第 号
年 月 日

山形県さく井技術協会長 殿

山形県知事

災害時における水支援に関する協力要請書 (第 報)

災害時における非常用水等の確保に関する協定第2条に基づき、次のとおり協力を要請します。

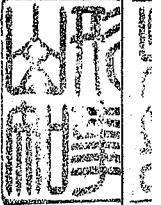
要請担当者	職名 (部 課) 氏名 連絡先電話番号
電話、ファクシミリ等による要請の日時	年 月 日 () 時 分 頃
要請理由	
要請の場所 (施設の場所)	住 所 (施設名)
要請の規模	
要請期日又は期間	期日 年 月 日 期間 年 月 日 ~ 年 月 日
備 考	

別記様式2 (第3条関係)

第 号
年 月 日

山形県知事 殿

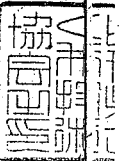
山形県さく井技術協会長



災害時における水支援に関する現地調査報告書

協力要請のあった「水支援」に係る現地調査について、災害時における非常用水等の確保に関する協定第3条に基づき、次のとおり報告します。

要請書番号及び日時		年 月 日付け 第 号 (第 報)
現地調査実施 期日又は期間		期日 年 月 日 期間 年 月 日 ~ 年 月 日
現地調査の場所 (施設の場所)		住 所 (施設名)
現 地 調 査 結 果	用水確保の手段	
	用水施設の 規模、内容	
報 告 担 当 者		氏 名 連絡先電話番号
備 考		



別記様式3 (第5条関係)

災害時における水支援に関する応援協力実施体制編成表

会社名	住所 TEL・FAX	総括責任者 氏名 自宅 TEL 携帯電話	副責任者 氏名 自宅 TEL 携帯電話	動員可能者数	備 考

